

評価項目の見方

事前評価、事後評価項目の見方は、以下のとおりです。

なお、「一次」は所管課の評価結果、「二次」は事務事業等適正化委員会の評価結果であり、最終的な市の判断として「行革本部」評価を実施しています。

(1) 事後評価

拡 充：事業拡充・強化の方向で、現状どおり事業を実施していくもの。

継 続 実 施：現状水準・同様の規模で、現状どおり事業を実施していくもの。

改善・見直し：現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直し等により、改善を図るべきもの。

事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。

抜本的見直し：事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。

必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。

休 止：事業を休止するもの。実施方法を改善し、再構築する場合も含む。

廃 止：事業を廃止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。

(2) 事前評価

事 業 化：計画どおり事業化するもの。

実施を延期：計画の実施時期を延期するもの。実施方法を改善し、再構築する場合も含む。

抜本的見直し：事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。

必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。

計画を中止：計画を中止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。